

香川県条例第34号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
<p>(法第29条第8項の特別の事情)</p> <p>第17条 法第29条第8項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(準特定優良賃貸住宅の管理)</p> <p>第33条 法第16条第1項及び第4項、第22条第1項、第24条第1項、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条第1項、第4項、第5項及び第8項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第3項及び第4項並びに第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>法第16条第1項及び第4項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第28条第1項、第2項及び第4項並びに第29条第1項及び第5項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第31条第1項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>前3条</td> <td>第28条第1項、第2項及び第4項、第29条第1項、第4項、第5項及び第8項並びに前条</td> </tr> </table>		法第16条第1項及び第4項	略	略		法第28条第1項、第2項及び第4項並びに第29条第1項及び第5項	略	略		法第31条第1項	略	前3条	第28条第1項、第2項及び第4項、第29条第1項、第4項、第5項及び第8項並びに前条	<p>(法第29条第7項の特別の事情)</p> <p>第17条 法第29条第7項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(準特定優良賃貸住宅の管理)</p> <p>第33条 法第16条第1項、第22条第1項、第24条第1項、第28条第1項及び第2項、第29条第1項、第3項、第4項及び第7項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第3項及び第4項並びに第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>法第16条第1項</td> <td>公営住宅</td> <td>準特定優良賃貸住宅</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第28条第1項及び第2項並びに第29条第1項及び第4項</td> <td>公営住宅</td> <td>準特定優良賃貸住宅</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第31条第1項</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前3条</td> <td></td> <td>第28条第1項及び第2項、第29条第1項、第3項、第4項及び第7項並びに前条第1項</td> </tr> </table>		法第16条第1項	公営住宅	準特定優良賃貸住宅	略			法第28条第1項及び第2項並びに第29条第1項及び第4項	公営住宅	準特定優良賃貸住宅	略			法第31条第1項	略		前3条		第28条第1項及び第2項、第29条第1項、第3項、第4項及び第7項並びに前条第1項
法第16条第1項及び第4項	略																																
略																																	
法第28条第1項、第2項及び第4項並びに第29条第1項及び第5項	略																																
略																																	
法第31条第1項	略																																
前3条	第28条第1項、第2項及び第4項、第29条第1項、第4項、第5項及び第8項並びに前条																																
法第16条第1項	公営住宅	準特定優良賃貸住宅																															
略																																	
法第28条第1項及び第2項並びに第29条第1項及び第4項	公営住宅	準特定優良賃貸住宅																															
略																																	
法第31条第1項	略																																
前3条		第28条第1項及び第2項、第29条第1項、第3項、第4項及び第7項並びに前条第1項																															

		第1項
略		
法第34条	第16条第1項若しくは第4項若しくは第28条第2項若しくは第4項	略
	第16条第5項(第28条第3項若しくは第5項又は第29条第9項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭	略
	略	
	第19条(第28条第3項若しくは第5項又は第29条第9項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭	略
略		

略		
法第34条	第16条第1項若しくは第28条第2項	香川県営住宅条例(昭和39年香川県条例第24号)第13条
	第16条第4項(第28条第3項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭	香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)第1条ただし書の規定による家賃
	略	
	第19条(第28条第3項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭	同条例第14条第2項ただし書若しくは第15条第1項ただし書の規定による家賃若しくは敷金
略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。